

議事日程第1号

平成22年11月17日（水）

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 故杉本博治議員に対する追悼演説

第4 男鹿市議会運営委員会委員の選任

第5 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の補欠選挙

第6 議案上程（議案第70号及び第71号並びに報告第12号）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第7 議会案上程（議会案第3号）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1から第7までは議事日程に同じ

第8 議会案上程（議会案第4号）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員（19人）

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 富山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	小玉一克
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主任	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	伊藤正孝
教育長	杉本俊比古	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	佐藤誠一	市民福祉部長	戸部秀悦
産業建設部長	鈴木剛	企業局長	豊沢正
企画政策課長	山本春司	総務課長	武田英昭
財政課長	加藤謙一	福祉事務所長	杉山武
農林水産課長	伊藤敦	学校教育課長	西村隆
監査事務局長	加藤公洋	企業局管理課長	船木吉彰

午前10時03分 開会

○議長（吉田清孝君） これより、平成22年11月臨時会を開会いたします。

議事に入る前に、同僚議員の杉本博治さんが去る10月21日、逝去されました。まことに痛恨の極みであります。その御靈に対し、黙祷をもってご冥福をお祈りいたしたいと思います。

ご起立願います。黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（吉田清孝君） 黙祷を終わります。ご着席願います。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

9番蓬田信昭君、10番安田健次郎君を指名いたします。

日程第3 故杉本博治議員に対する追悼演説

○議長（吉田清孝君） 日程第3、故杉本博治議員に対する追悼演説を行います。

6番佐藤巳次郎君から故杉本博治議員に対し、弔意を表するための発言を求められておりますので、これを許します。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） 本日ここに平成22年11月臨時会が開催されるに当たり、議長のお許しをいただき、去る10月21日、ご逝去されました故杉本博治議員を悼

み、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

日ごろ頑健そのものであられ、本年4月の市議選に10期目の当選をなされた杉博さんの思いもよらぬご逝去の報に接して、いまだに信じられない気持ちであり、痛恨の極みであります。

顧みるに、杉博さんは昭和50年3月31日、男鹿市議会議員に初当選されて以来35年間、私は同期としてお付き合いをさせていただき大変お世話になるとともに勉強もさせていただきました。今ここに立って、ありし日の杉博さんの議場でのお姿をさまざまと思い浮かべますとき、哀惜の情、まことにせつせつたるもののがございます。

杉博さんは質実剛健にして豊かな識見と卓越した指導力を持って、広く住民の方々の敬慕するところであり、政治家としてのすぐれた知性と先見性、洞察力、情熱を持って行動し、議会における活動は枚挙にいとまがありませんでした。テーブルを叩いて当局とやり合う場面が何度も見られました。

厚生委員長、建設水産委員長、県立男鹿水族館に関する特別委員長、船川重要港湾及び国道101号整備促進特別委員長などを歴任され、平成7年には旧男鹿市第13代議長に就任、平成17年の新男鹿市初代議長を含め、通算9年間にわたり議長として強力なリーダーシップを発揮され、市政の壇上に立って縦横無尽の活躍をされました。

杉博さんは今日の市勢発展の基礎となるさまざまな事業を強力に推進し、数々の大きな足跡を残されました。特に議長在職中、平成15年8月から3年間、防衛省全国情報施設協議会会长として、レーダーサイトを基地交付金の対象資産に拡大すべく国会議員で構成する防衛省情報施設振興議員連盟の先生方から強力な支援をいただきながら、遂には平成16年度に法改正をさせ、平成17年度より基地交付金として全国30市町村へ約5億円交付されるに至ったところであり、以来、本市には毎年約1千万円の交付金が交付されているのであります。まさに国会議員並みの活動をなされました。

議論より実行を信条として歩んでおられたお姿、そして議長としての重責を考えたとき、そのご労苦に、ただただ頭の下がる思いであります。

また、多忙な議会活動の傍ら、男鹿市農業協同組合理事をはじめ男鹿市農業委員会委員、男鹿市農業構造改善審議会委員など、農業の分野においても要職に就かれ、東

奔西走のご活躍もされました。

こうしたご功績によりまして、平成12年には男鹿市功労者の栄誉に浴されるとともに、本年5月に全国市議会議長会から35年勤続特別表彰を受けられたのをはじめ、総務大臣感謝状を受けられるなど、数々の栄えある表彰を受賞されたところであり、このように杉博さんのご功績は長く不滅のものであります。ここに杉本博治議員のありし日のご遺徳を偲びますとともに、生前の輝かしいご功績を讃え、ご遺族並びに男鹿市の前途に限りなきご加護を賜りますことをお願い申し上げまして追悼のお言葉といたします。

○議長（吉田清孝君）　追悼演説が終わりました。

日程第4　男鹿市議会運営委員会委員の選任

○議長（吉田清孝君）　日程第4、男鹿市議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、委員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。佐藤誠君を議会運営委員会委員に指名し、選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって、佐藤誠君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第5　八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の補欠選挙

○議長（吉田清孝君）　日程第5、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君）　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に三浦桂寿君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました三浦桂寿君を、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三浦桂寿君が八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に当選されました。

日程第6 議案第70号及び第71号並びに報告第12号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第6、議案第70号及び第71号並びに報告第12号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第70号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第71号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

報告第12号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

本日、平成22年11月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本臨時会でご審議いただきます議案件は、条例など3件ですが、その提案理由の説明に先立ちまして、去る10月21日にご逝去されました杉本博治議員に対し、心から哀悼の意を表します。

杉本議員は、35年間にわたり、男鹿市発展のためご尽力され、多くの功績を残されました。心から敬意を表し、感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

まず、平成22年産農作物の作柄低下に伴う、農家への支援についてであります。

本市をはじめ県内では、春先の低温や日照不足、出穂期後の高温などの異常気象により、水稻を主体とした農作物が大幅に減収しております。

こうした状況を踏まえて、県では、水田を主体とした農家の来年度の再生産に必要な資金を確保するため、秋田県営農維持緊急支援資金を、また、JA秋田みなみにおいても、営農経営支援資金を創設しております。

市では、農家の方々の負担軽減を図るため、両資金に対する利子補給を予定しており、これに係る補正予算を12月定例会に提案することとしております。

次に、戸別所得補償モデル対策の交付金についてであります。

国では、本県農家への支払いは、11月11日から12月24日までの期間に行うこととしておりますが、本市分については、この11日に1,200戸の農家のうち1,197戸へ、約6億9千600万円が支払われております。

次に、ジオパーク推進協議会についてであります。

協議会では、去る8月、潟上市とその関係団体から協議会を退会する届けを受け、10月20日に臨時総会を開催し、協議会の名称を「男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会」、ジオパークの名称を「男鹿半島・大潟ジオパーク」と変更いたしております。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第70号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、県人事委員会の給与等に関する勧告に準じて、一般職の職員の給料月額及び期末手当の引き下げ等を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給

与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、一般職の職員に準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当を引き下げるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、報告第12号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本報告は、公用車による交通事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、去る10月19日に専決処分したので、これを報告するものであります。

なお、損害賠償額は70万3千574円であります。これは全額、全国市有物件災害共済会から支払われております。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、議案の補足説明を求めます。議案第70号及び第71号について、佐藤総務企画部長の説明を求めます。佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） おはようございます。

それでは、私からは議案第70号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び議案第71号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

両議案とも、秋田県人事委員会勧告に準じ、関係条例の一部を改正するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お配りしております資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

資料の「平成22年度給与改定等」についてご覧いただきたいと存じます。

今年度の人事院勧告に基づきまして、10月14日に秋田県人事委員会から、県議会議長並びに県知事に対し勧告がなされ、県におきましても勧告を尊重し対処してまいりたいとのことであり、市といたしましては、県内の給与実態などが反映された県人事委員会の勧告どおり実施いたしたいというものであります。

給与改定の内容といたしましては、月例給については平均改定率0.16パーセントの引き下げとなる改定を行うものであります。

まず、①の基本給についてであります。基本給、月例給については、アの中高齢層

の給料表引き下げにつきましては、40歳以上に限定して、医療職給料表1表適用の医師を除き改定を行うものであります。

また、平成18年に実施された給与構造改革に伴う経過措置額の算定基礎額についても、0.17パーセント引き下げとなるものであります。

イの50歳代後半層の職員の給与抑制につきましては、医療職給料表1表適用の医師を除き、55歳を超える6級以上、本市では課長級以上の給料月額の支給額を1パーセント減ずるものであります。

次に、②の期末勤勉手当につきましては、年間支給率を0.5月引き下げ3.9月とするものでありますが、6月期は据え置き、12月の期末手当で0.5月を引き下げるものであります。

また、これに準じまして特別職等においても同様に、期末手当の年間支給率を引き下げるものであります。

なお、これらの実施時期は、平成22年12月1日から実施するものでありますが、4月からの官民格差を是正するため、4月から実施日の前日までの期間に係る格差相当分として、給料額、管理職手当、扶養手当、住居手当及び6月に支給された期末勤勉手当に0.33パーセントを乗じた額を、12月に支給する期末手当で調整するものであります。

以上の改正を実施するため、議案第70号では、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、議案第71号では、男鹿市特別職の職員の給与に関する条例、男鹿市教育長の給与等に関する条例の各条例を、それぞれ一部改正するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番三浦利通君
- 5番（三浦利通君） ただいま提案されている案件の関連でお尋ねをいたしますけれども、現状の市の職員の給料レベルというのはどのぐらいの位置にあるのか。ラスパイでいえば、具体的にどういう数値に現在なっておるのか。それから、県内市町村の中でもどういう位置、どの辺のレベルにあるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

それからあわせて、こういう経済情勢の中で、職員の給料レベルというものを、市長自身がこの後どういうふうな方向で、どういうレベルまで持っていくこうとしているのか、その辺についてもお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） それでは、私からは本市の給料のレベル等についてお答えいたします。

まず、本市のラスパイレス指数でございますが、平成20年4月1日現在においては、92.6というふうになってございまして、一番の高いところが秋田市100.8ということとあわせて、低いところが潟上市87.7でございます。本市は上から6番目、市の中においては上から6番目の位置にあるということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 三浦議員の男鹿市の職員の給与のこれからベースということではあります、一つの目安は秋田県人事委員会の勧告が何といっても一つのベースになります。ただし、男鹿市の財政状況、また、男鹿市における民間の状態、これを勘案しながら、皆様と相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○5番（三浦利通君） 以上、終わります。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第70号及び第71号を一括して採決いたします。本2件については原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号及び第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議会案第3号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第7、議会案第3号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議会案第3号を採決いたします。本件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年男鹿市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の145」を「100分の135」に、「100分の160」を「100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第4号が提出されました。この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第8 議会案第4号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第8、議会案第4号環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）締結反対及び緊急需給調整対策実施等を求める意見書についてを議題といたします。お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議会案第4号を採決いたします。本件については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）締結反対及び緊急需給調整対策実施等を求める意見書

本県の農業は、長引く農産物価格の低迷や農業就労者の高齢化等を背景に農業産出額が低迷しており、水田農業経営所得安定対策の導入を契機に、行政・関係団体一丸となって集落営農等地域農業の担い手育成に取り組んできたが、昨今の米をはじめとする農産物価格の大幅な価格下落や異常気象等による減収は、大規模農家や集落営農等担い手を中心に経営悪化が深刻化している。

このような時に、政府は、関税の原則撤廃を目指す環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）について「関係国との協議を開始する」と明記した経済連携協定（E P A）に関する基本方針を閣議決定した。

関税撤廃の影響について、農林水産省では、農産物の生産額は4兆1千億円程度減少し、食料自給率は40%から14%に低下、就業機会は340万人程度減少すると試算している。T P Pは、関税全廃が原則であり、参加すれば国内農業への壊滅的な打撃は避けられない。

経済優先で拙速に貿易自由化を進めれば、国民に食料を生産・供給する農業・農村は壊滅的な打撃を受ける危機に直面することは必至で、農業と地域経済にとって大きな影響があると危惧される。

また、平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施や関連予算の確保については、農業・農村の現状や生産現場の声を十分踏まえ、地域の担い手等が将来展望の持てる政策を早急に確立する必要がある。

以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出

する。

記

1. 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）締結に参加しないこと。
2. 戸別所得補償制度の本格実施にあたり、平成22年産米の適正な需給・価格環境を整備するため、緊急需給調整対策を早期に実施したうえで、今後は米価下落を招かないよう計画生産の徹底や出口対策の構築を図ること。
3. 水田活用の所得補償交付金や地域裁量に基づく産地資金は、転作強化に対応できる十分な予算を確保するとともに、これまでの支援単価の維持が可能となる仕組みとすること。
4. 集落営農等担い手の育成・確保と安定経営を図るため、地域・品目ごとの価格変動に対するセーフティーネットや担い手に対する加算措置等の対策を早期に検討すること。

平成22年11月17日
秋田県男鹿市議会
議長 吉田清孝

内閣総理大臣 菅 直人様
外務大臣 前原誠司様
農林水産大臣 鹿野道彦様
経済産業大臣 大畠章宏様

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて11月臨時会を閉会いたします。
どうも御苦労さまでした。

午前10時32分 閉会

会議録署名議員

議長 吉田清孝

議員 蓬田信昭

議員 安田健次郎

